

入 札 説 明 書

「令和 7 年度漁業取締船くぼた保守工事」に係る条件付き一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和 7 年度漁業取締船くぼた保守工事
- (2) 工事場所 受注者施設内
- (3) 工期 令和 7 年 7 月 1 8 日から令和 7 年 9 月 5 日まで
- (4) 工事概要 総トン数 5 2 トン
甲板部 一般保守
機関部 一般保守
無線部 一般保守
- (5) 予定価格 9, 9 6 6, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 入札書の提出方法

- (1) 入札は入札者又はその代理人が行うものとする。郵送による提出は認めない。
なお代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書（運転免許証等）を提示しなければならない。
- (3) 入札書は封筒に入れ、「令和 7 年度漁業取締船くぼた保守工事」と記載の上、提出すること。

3 入札及び開札の方法等

- (1) 入札及び開札は、入札者又は代理人が立ち会いの上、行うものとする。
- (2) 開札に立ち会う場所に持参するもの
 - ・開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
 - ・委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札者の見積もった入札金額（※ 1）の 1 0 0 分の 5 以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、入札保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋

田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

入札保証金は、令和 7 年 6 月 2 7 日（金）入札直前に、入札執行職員が徴収し、入札終了後直ちに還付する。ただし、落札候補者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

※ 1 入札金額は、入札書に記載した金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額である。

（２）契約保証金

落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書及び金融機関又は保証事業会社の保証の担保の提供をもって代えることができる。

（３）入札保証金の納付を免除される者

参加者概要表（様式第 2 号）に次の（ア）又は（イ）の書類を令和 7 年 6 月 2 3 日（月）午後 5 時まで提出し、審査の結果、免除と認められた者。

なお、資料について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

（ア）県を被保険者とする「入札保証保険契約証書」

（イ）過去 2 年の間に国又は地方公共団体と船舶工事契約を履行した証として、1 件の契約で当該入札金額の 5 割を超える 2 件以上の「契約書（変更契約書）」の写し及び「履行を確認できる書類」（完成結果通知書の写し等）。

（４）審査資料等提出場所

秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田県農林水産部水産漁港課漁業管理チーム

電話番号 0 1 8 - 8 6 0 - 1 8 9 2

5 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、差し替え及び撤回することはできない。

6 入札書の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - ア 委任状を持参しない代理人のした入札
 - イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く）又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札した者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 前各号に定めるほか、入札説明書で指示した条件に違反すると認められる入札

7 その他

本入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。